

平成 26 年 9 月
総務省自治行政局住民制度課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（仮称）案の概要

1 制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定める等所要の規定の整備を行うもの。

2 概要

(1) 通知カード関係

通知カードの様式及び再交付手続その他通知カードに関し必要な事項について規定の整備を行う。

(2) 個人番号カード関係

個人番号カードの様式、有効期間及び再交付手続その他個人番号カードに関し必要な事項について規定の整備を行う。

(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供関係

情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供の方法及び送信する事項並びに情報提供等の記録事項その他情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関し必要な事項について規定の整備を行う。

3 施行日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日

○総務省令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

総務大臣 山本 早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 個人番号

第一節 個人番号とすべき番号の生成等（第二条―第六条）

第二節 通知カード（第七条―第十六条）

第三章 個人番号カード（第十七条―第四十条）

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等（第四十一条―第四十五条）

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第四十六条―第四十八条）

附則

第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第二章 個人番号

第一節 個人番号とすべき番号の生成等

(個人番号指定請求書の記載事項)

第二条 令第三条第一項の総務省令で定める事項は、個人番号（法第二条第五項に規定する個人番号をいう。

第四十八条第二項を除き、以下同じ。）の指定の請求をしようとする者の氏名及び住所とする。

(代理人を通じた個人番号指定請求書の提出)

第三条 住所地市町村長は、令第三条第六項の規定により個人番号の指定の請求をしようとする者の代理人を通じて個人番号指定請求書の提出を受けたときは、当該代理人に対し、同条第一項の理由を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けた住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、当該通知カード又は当該個人番号カードの返納を求めるものとする。

(機構への個人番号とすべき番号の生成の求めの方法)

第四条 令第七条の規定による住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定

める。

(検査用数字を算出する算式)

第五条 令第八条の総務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。

算式

$$11 - \left(\sum_{n=1}^{11} P_n \times Q_n \text{ を } 11 \text{ で除した余り} \right)$$

ただし、 $\sum_{n=1}^{11} P_n \times Q_n$ を 11 で除した余り ≤ 1 の場合は、0 とする。

算式の符号

P_n 個人番号を構成する検査用数字以外の十一桁の番号の最下位の桁を 1 桁目としたときの n 桁目の数字

$$Q_n \quad 1 \leq n \leq 6 \text{ のとき} \quad n+1 \quad 7 \leq n \leq 11 \text{ のとき} \quad n-5$$

(市町村への個人番号とすべき番号等の通知の方法)

第六条 令第九条の規定による個人番号とすべき番号及び住民票コードの通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第二節 通知カード

(通知カードの記載事項)

第七条 法第七条第一項の総務省令で定める事項は、通知カードの発行の日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称とする。

(住民票に基づく通知カードの記載)

第八条 住所地市町村長は、通知カードに、法第七条第一項に規定する事項を記載する場合には、本人に係る住民票に記載又は記録をされている事項を記載するものとする。

(通知カードの様式)

第九条 通知カードの様式は、別記様式第一のとおりとする。

(通知カードに係る記載事項の変更等)

第十条 法第七条第四項（同条第五項により準用する場合を含む。）の総務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 通知カードの追記欄等に変更に係る事項を記載し、これを返還すること。
- 二 個人番号カードの交付の手續に関する情報の提供を行うこと。

（通知カードの再交付の申請等）

第十一条 通知カードの交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、住所地市町村長に対し、通知カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該通知カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別を記載した再交付申請書を提出して、通知カードの再交付を求めることができる。

- 一 通知カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷したとき。
- 二 通知カードの追記欄の余白がなくなったとき。
- 三 令第五条第二項の規定により通知カードを返納したとき（個人番号カードの交付に伴い又は同条第一項第一号に該当して通知カードを返納した場合を除く。）。

四 令第五条第三項の規定により通知カードを返納した後、いずれかの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の備える住民基本台帳に記録されたとき。

五 令第十五条第二項及び第四項の規定により個人番号カードを返納したとき（同条第一項第二号に該当して個人番号カードを返納した場合を除く。）。

六 令第十五条第三項の規定により個人番号カードを返納した後、いずれかの市町村の備える住民基本台帳に記録されたとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、住所地市町村長が特に必要と認めるとき。

2 通知カードの再交付を受けようとする者は、前項第一号、第二号又は第七号に該当して通知カードの再交付を受けようとするときは、現に交付を受けている通知カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該通知カードを返納の上、再交付を求めなければならない。

3 通知カードの再交付を受けた者は、紛失した通知カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した通知カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

（紛失した通知カードを発見した場合の届出）

第十二条 法第七条第六項の規定による届出をした者は、紛失した通知カードを発見したときは、前条第三項に規定する場合を除き、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

（通知カードの返納届の記載事項）

第十三条 令第五条第二項及び第三項の総務省令で定める事項は、通知カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

（通知カードに関して講じられた措置）

第十四条 令第六条第一項の総務省令で定める措置は、第十条第一号に掲げる通知カードの返還とする。

（国外転出者に対する通知カードの還付）

第十五条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、令第五条第三項の規定により通知カードの返納を受けた場合（同項第一号に該当して通知カードの返納を受けた場合に限る。）においては、これに国外への転出により返納を受けた旨を表示し、当該通知カードを返納した者に還付するものとする。

（通知カードの技術的基準）

第十六条 通知カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第三章 個人番号カード

(個人番号カードの記録事項)

第十七条 法第二条第七項の総務省令で定める事項は、住民票コードとする。

(住民票に基づく個人番号カードの記載等)

第十八条 第八条の規定は、住所地市町村長が個人番号カードに法第二条第七項に規定する事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。

(個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置)

第十九条 法第二条第七項の総務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の総務大臣が定める措置とする。

(個人番号カードの交付申請)

第二十条 交付申請者は、令第十三条第一項に規定する交付申請書に署名し、又は記名押印しなければならない。ただし、総務大臣の定める方法により交付申請書を提出する場合には、この限りでない。

(交付申請書の記載事項)

第二十一条 令第十三条第一項の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別とする。

(交付申請書に添付する写真)

第二十二条 令第十三条第一項の規定により交付申請書に添付する写真は、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景のものとする。

(交付申請書の保存)

第二十三条 住所地市町村長は、交付した個人番号カードに係る交付申請書を、その受理した日から十五年間保存するものとする。

(個人番号カードの二重交付の禁止)

第二十四条 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードが有効な限り、重ねて個人番号

カードの交付を受けることができない。

(個人番号カードの様式)

第二十五条 個人番号カードの様式は、別記様式第二のとおりとする。

(個人番号カードの有効期間)

第二十六条 個人番号カードの有効期間は、次の各号に掲げる個人番号カードの交付を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 個人番号カードの発行の日において二十歳以上の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の十回目の誕生日まで

二 個人番号カードの発行の日において二十歳未満の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の五回目の誕生日まで

2 個人番号カードの交付を受ける者の誕生日が二月二十九日である場合における前項の規定の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

(外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例)

第二十七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民（中长期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項及び次項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する中长期在留者をいう。以下この項において同じ。）のうち入管法別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「高度専門職第二号」という。）及び入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「永住者」という。）並びに特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。次項第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に対し交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中长期在留者（高度専門職第二号及び永住者を除く。）

個人番号カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍
--

	<p>を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができない場合にあつては、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券）に記載されている在留期間の満了の日まで</p>
<p>住民基本台帳法第三十条の四十五の表に規定する一時庇護許可者又は仮滞在許可者</p>	<p>個人番号カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで</p>
<p>住民基本台帳法第三十条の四十五の表に規定する出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞</p>	<p>個人番号カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失った日から六十日を経過する日まで</p>

2 個人番号カードの交付を受けた後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった外国人住民は、前項の規定にかかわらず、住所地市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して、当該個人番号カードの有効期間について、当該各号に定める期間とすることを求めることができる。

一 入管法第二十条の規定による在留資格の変更、入管法第二十一条の規定による在留期間の更新又は入管法第二十二条の二の規定による在留資格の取得等により適法に本邦に在留できる期間が延長された場合 個人番号カードの発行の日から延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日（前条第一項の規定が当該個人番号カードに適用されていたと仮定した場合における当該個人番号カードの有効期間が満了する日（以下この号及び次号において「仮定有効期間満了日」という。）が、当該延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日より早い場合又はその者が高度専門職第二号、永住者若しくは特別永住者となった場合には、仮定有効期間満了日）まで

二 入管法第二十条第五項（入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなった場合 個

人番号カードの発行の日から入管法第二十条第五項の規定により在留することができる期間の満了の日（仮定有効期間満了日）が、当該入管法第二十条第五項の規定により在留することができる期間の満了の日より早い場合には、仮定有効期間満了日）まで

3 外国人住民に再交付される個人番号カードについて第一項の規定を適用する場合には、同項中「交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間は、次条第六項の規定により読み替えて適用する前条の規定にかかわらず」と、同項の表中「個人番号カード」とあるのは「再交付される個人番号カード」とし、個人番号カードの再交付を受けた外国人住民について前項の規定を適用する場合には、同項中「交付を受けた」とあるのは「再交付を受けた」と、同項中「当該個人番号カード」とあるのは「当該再交付された個人番号カード」とする。

4 第二十九条第二項の規定により外国人住民に交付される新たな個人番号カードについて第一項の規定を適用する場合には、同項中「交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず」とあるのは「第二十九条第二項の規定により交付される新たな個人番号カード（以下この条において「新たな個人番号カード」という。）の有効期間は、同条第三項の規定により読み替えて適用する前条の規定にかか

わらず」と、同項の表中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」とし、第二十九条第二項の規定により新たな個人番号カードの交付を受けた外国人住民について第二項の規定を適用する場合には、同項中「個人番号カードの交付を受けた」とあるのは「新たな個人番号カードの交付を受けた」と、「当該個人番号カード」とあるのは「当該新たな個人番号カード」とする。

(個人番号カードの再交付の申請等)

第二十八条 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、住所地市町村長に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。

- 2 前項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない。
- 3 第一項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カ

ードを紛失し、又は焼失した場合には、同項に規定する再交付申請書に、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した事実を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

4 第一項に規定する場合に該当することとなった個人番号カードは、同項の規定により個人番号カードの再交付の求めがあつたときに、その効力を失うものとする。

5 個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

6 再交付される個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの発行の日」とあるのは「再交付された個人番号カードの発行の日」と、同条第二項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。

7 第二十二条の規定は、第一項に規定する再交付申請書に添付する写真について準用する。

(個人番号カードの有効期間内の交付の申請等)

第二十九条 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間の満了する日までの期間が三月未満となった場合又は追記欄の余白がなくなった場合その他住所地市町村長が特に必要と認められる場合には、第二十四条の規定にかかわらず、住所地市町村長に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。

2 住所地市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する個人番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付しなければならない。

3 前項の規定により交付される新たな個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「第二十九条第二項の規定により交付される新たな個人番号カード（以下この条において「新たな個人番号カード」という。）の有効期間」と、「個人番号カードの交付を受ける者」とあるのは「新たな個人番号カードの交付を受ける者」と、同項第一号中「個人番号カードの発行の日」とあるのは「新たな個人番号カードの発行の日」と、「十回目」とあるのは「十一回目」と、同項第二号中「個人番号カードの発行の日」とあるのは「新たな個人番号カードの発行の日」と、「五回目」とあるのは「六回目」と、同条第二項中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人

番号カード」とする。

(紛失した個人番号カードを発見した場合の届出)

第三十条 法第十七条第五項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したときは、第二十八条第五項に規定する場合を除き、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

(個人番号カードの返納届の記載事項)

第三十一条 令第十五条第二項及び第三項の総務省令で定める事項は、個人番号カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

(国外転出者に対する個人番号カードの還付)

第三十二条 住所地市町村長は、令第十五条第三項の規定により個人番号カードの返納を受けた場合(令第十四条第一号に該当して個人番号カードの返納を受けた場合に限る。)においては、これに国外への転出により返納を受けた旨を表示し、当該個人番号カードを返納した者に還付するものとする。

(個人番号カードを交付した場合等の措置)

第三十三条 住所地市町村長は、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出を受

けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

2 個人番号カードの交付を受けている者につき直前に住民票の記載をした市町村長（第五項において「直前の住所地市町村長」という。）は、当該個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は当該個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 住民基本台帳法第二十四条の二第三項に規定する転出地市町村長（第五項において「転出地市町村長」という。）は、同条第一項に規定する最初の転入届に係る同項に規定する転出届をした者について同法第九条第一項の規定による通知を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4 住民基本台帳法第二十四条の二第三項に規定する転入地市町村長（次項において「転入地市町村長」という。）は、個人番号カードに法第十七条第三項に規定する措置を講じた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

5 前各項の規定による通知は、電子計算機の操作により、住所地市町村長、直前の住所地市町村長、転出

地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

6 都道府県知事は、第一項から第四項までの規定による通知に係る事項を、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に通知するものとする。

7 前項の規定による通知は、電子計算機の操作により、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとし、電気通信回線を通じて送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

8 市町村長、都道府県知事又は機構は、第一項から第四項までの規定による通知に係る事項の市町村長への通知その他の個人番号カードの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人番号カードの暗証番号）

第三十四条 令第十三条第二項又は第三項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、四桁の数字からなる暗証番号（以下この条

において「暗証番号」という。）を設定しなければならない。

2 令第十三条第三項の規定により交付申請者の指定した者（交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。）が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から同法に規定する事務若しくはその処理する事務であつて同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。

（個人番号カードの技術的基準）

第三十五条 個人番号カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)

第三十六条 市町村長は、機構に、通知カード及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下

「通知カード・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる。

一 通知カード、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物（この号及び次条第一項第二号において「通知カード等」という。）の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された通知カード等の再度の発送を除く。）

二 通知カードの作成及び発送等に関する状況の管理

三 交付申請書の受付及び保存

四 個人番号カードの発行

五 個人番号カード交付通知書（個人番号カードを交付するため、住所地市町村長が交付申請者に対して

当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。）の作成

六 電話による個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものに限る。）の受付

七 個人番号カードの発行及び運用に関する状況の管理

八 通知カード及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応

2 委任市町村長（前項の規定により機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、通知カード・個人番号カード関連事務（同項第二号、第七号及び第八号に掲げる事務を除く。）を行わないものとする。

3 委任市町村長は、第一項の規定により機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

（通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知）

第三十七条 委任市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

- 一 通知カード、交付申請書の用紙、個人番号カード及び個人番号カード交付通知書に記載すべき事項
- 二 通知カード等の発送先の住所等

- 三 前条第一項第二号に掲げる事務に係る事項として、通知カードの返送を受けた場合には、その旨
- 四 個人番号カード及び個人番号カード交付通知書の発送先の住所等
- 五 前条第一項第七号に掲げる事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨
- 六 前各号に掲げる事項のほか、通知カード・個人番号カード関連事務を実施するために必要な事項
- 2 前項の規定による通知は、電子計算機の操作により、委任市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとし、電気通信回線を通じて送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。
- 3 機構は、委任市町村長が前条第一項第二号及び第七号に掲げる事務を実施するために必要な事項について、委任市町村長に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知は、電子計算機の操作により、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を

通じて委任市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(交付金)

第三十八条 委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした通知カード・個人番号カード関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、機構が定款で定めるところにより定める。

(通知カード・個人番号カード関連事務の委任の解除)

第三十九条 委任市町村長は、機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 委任市町村長は、機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

(委任市町村長による通知カード・個人番号カード関連事務の実施等)

第四十条 委任市町村長は、機構が天災その他の事由により通知カード・個人番号カード関連事務の全部又

は一部を実施することが困難となった場合には、第三十六条第二項の規定にかかわらず、当該通知カード
・個人番号カード関連事務の全部又は一部を行うものとする。

2 委任市町村長は、前項の規定により通知カード・個人番号カード関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により委任市町村長が通知カード・個人番号カード関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

一 引き継ぐべき通知カード・個人番号カード関連事務を委任市町村長に引き継ぐこと。

二 引き継ぐべき通知カード・個人番号カード関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任市町村長に引き渡すこと。

三 その他委任市町村長が必要と認める事項を行うこと。

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

(情報照会者等による通知事項の通知の方法)

第四十一条 令第二十条第三項第一号及び第二号の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(機構による住民票コードの通知の方法)

第四十二条 令第二十条第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民票コードの通知を受けた場合の総務大臣の措置)

第四十三条 総務大臣は、令第二十条第四項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第二項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、当該特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、当該情報照会者等に対し、通知するものとする。

2 総務大臣は、令第二十条第四項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第二項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得していると

きは、情報提供ネットワークシステムを使用して、速やかに、当該情報照会者等に対し、既に当該情報提供用個人識別符号を取得している旨を通知するものとする。

(総務大臣による情報提供用個人識別符号の通知の方法)

第四十四条 令第二十条第七項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(情報照会者による特定個人情報の提供の求めの方法)

第四十五条 令第二十一条の規定による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 令第二十一条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第七号の規定による提供の求めをした情報照会者の名称

二 前号の提供の求めに係る事務をつかさどる組織の名称

三 第一号の情報照会者の処理する事務

四 第一号の提供の求めの事実が法第二十三条第二項各号のいずれかに該当する場合はその旨

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置に係る通知の方法等)

第四十六条 令第二十七条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十九条第七号の規定による提供の求めがあった特定個人情報を保有する情報提供者の名称
 - 二 法第十九条第七号の規定による提供の求めの日時
 - 三 前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項
 - 四 法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知の有効期間
 - 五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項
- 2 令第二十七条第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。
- 3 情報提供者が令第二十七条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該通知の有効期間内に当該情報提供者による令第二十八条の規定による特定個人情報の提供が行われることなく当該期間を経過し

たときは、当該期間を経過した日に令第二十七条第一項の規定による通知は、その効力を失う。

(情報提供者による特定個人情報の提供の方法等)

第四十七条 令第二十八条の規定による特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 令第二十七条第一項の規定による通知を受けた情報提供者は、当該通知の有効期間内に、速やかに、情報照会者に対し、令第二十八条の規定による特定個人情報の提供をするものとする。

3 令第二十八条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十二条第一項の規定による提供の事実が法第二十三条第二項各号のいずれかに該当する場合は

その旨

二 前号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

(情報提供等の記録等)

第四十八条 法第二十三条第一項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第四十五条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

二 法第十九条第七号の規定による提供の求めが法第二十一条第二項各号に掲げる場合に該当する場合は
その旨

三 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

2 情報照会者及び情報提供者は、法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録について、法第二条第八項に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

3 総務大臣は、法第二十三条第三項に規定する記録について、当該記録を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第十七条及び第十九条の規定 公布の日

二 第三章（第十七条及び第十九条を除く。）及び附則第二条の規定 法附則第一条第四号に掲げる規定

の施行の日

三 第四章の規定 法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(個人番号カードの交付申請書の提出に関する経過措置)

第二条 令附則第三条後段の規定により令第十三条第一項の規定による提出がされたものとみなされる交付申請書は、第二十三条の例により保存するものとする。

別記様式第1 (第9条関係)

通知カード

個人番号

氏 名

住 所

生年月日

性別 発行 年 月 日 住所地市町村長名

- 備考 1 大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。
- 2 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名と併せて記載する。
- 3 裏面には追記欄を設ける。

4 その他、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

別記様式第2（第25条関係）

（表）

氏名	個人番号
住所	カード
性別	年 月 日生
	年 月 日まで有効
写	住所地市町村長名
真	

(裏)

個人番号

氏 名

年 月 日生



- 備考 1 大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。
- 2 半導体集積回路を組み込む。

- 3 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名と併せて記載する。
- 4 表面には追記欄を設ける。
- 5 裏面中「図形」の部分については、総務大臣が定める技術的基準によるものとする。
- 6 その他、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。